

2 章 国指定史跡名越切通の概要

2-1 位置と立地

国指定史跡名越切通は、逗子市小坪7丁目・久木9丁目および鎌倉市大町7丁目に所在し、大きく分けると、JR横須賀線名越トンネル直上の尾根に位置する「切通」＝交通遺跡・防衛遺構、「まんだら堂やぐら群」＝葬送関連遺跡およびここから東に続く「大切岸」＝防衛遺構とからなる。

切通は、現在の鎌倉市大町5丁目から山中を久木7丁目へと抜けて三浦方面に至る道である。逗子市側のかなりの部分の道は亀ヶ岡団地の造成により失われているが、切り立った細い堀割状の切通部分と山腹路の繰り返しよりなり、鎌倉七口の中では比較的旧状を良く留める。切通路の上方には雛段状の平地と切岸が断続的に形成される。また、逗子市と鎌倉市の行政界をなす北東－南西方向の尾根には、逗子側に高さ3～5m、場所によっては約10mもの絶壁を構え、更にその下にも切岸を伴った大小の平地が幾重にも連続する大切岸を形成している。大切岸上の尾根道は鎌倉の浄明寺・釈迦堂方面に通ずるが、途中は鎌倉逗子ハイランドの造成により大きく断ち切られている。切通路中ほどの尾根上には100穴以上のやぐらからなるまんだら堂やぐら群がある。やぐらは主に鎌倉とその周辺地域などに分布する中世独特の葬送遺構で、崖面を水平に掘り込んだ横穴に石塔などを安置し、納骨するものが多い。

今回の崩落対策対象地は、国史跡指定範囲の中の「切通」の逗子市側メイン部分である。この部分は、両側の崖面がそそり立っており、切通としての景観を最もよく残している場所である。

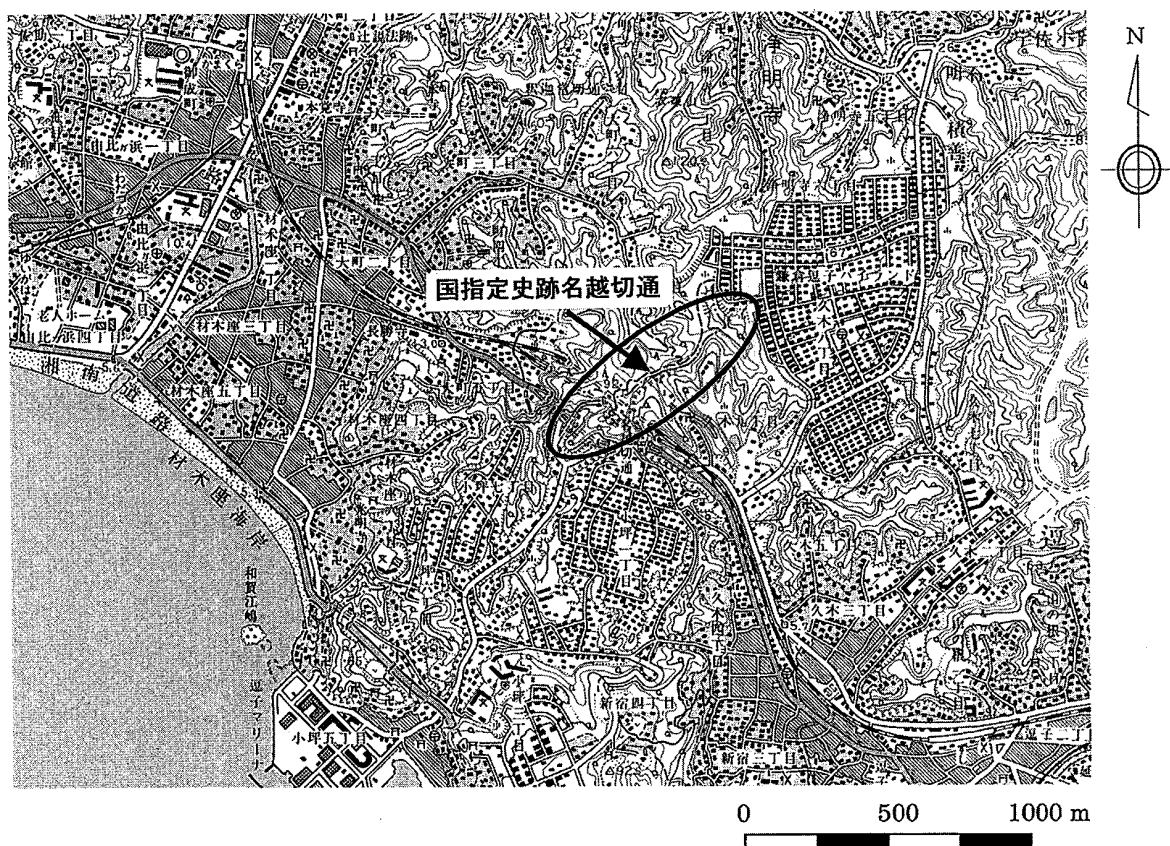


図 2-1-1 調査地位置図

2-2 名越切通の歴史的背景

2-2-1 名越切通の価値

切通とは、山の尾根を切って築造した出入り口、もしくはそれにより通じた道のことで、三方を山に囲まれた鎌倉にとっては、他所との出入り口であるとともに軍事上の防御の要であった。鎌倉にはいくつもの切通があり、そのうち、亀ヶ谷坂、仮粧坂、巨福呂坂、大仏切通、極楽寺坂切通、朝夷奈切通、名越切通の7つの切通を総称して「鎌倉七口」と呼ぶ。

「名越切通」は、鎌倉七口の中でも当時の様相をよく残す交通遺跡・防衛遺構である。周囲には大切岸と呼ばれる切岸や平場などからなる防衛遺構、まんだら堂やぐら群や石造墳墓堂などの葬送関連遺構が分布し、中世都市鎌倉の周縁部の特徴をよくあらわしている。また、指定地を含む一帯には広範にわたって緑地が広がり、市内でも貴重な緑地帯としてその価値は高い。

2-2-2 史跡指定とその範囲

名越切通は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 69 条第 1 項の規定により、昭和 41 年 4 月 11 日に切通一帯とまんだら堂やぐら群の範囲が国の文化財保護委員会告示第 23 号をもって「名越切通」として国史跡に指定された。

指定理由

吾妻鏡天福元年八月十八日の条に名越坂と見えるもので、鎌倉の東南部に横たわる山なみを越え逗子に出る。

道は、概ね谷に沿いつつ通じているが、山頂部において、さして深くないが、凝灰岩系の地山を開渠状に掘さくした箇所が隣して二箇所ある。

所謂七口、七切通の一つとして、鎌倉の地勢とその外部との連絡状況を示す重要な史跡である。

当時の史跡指定範囲は、現小坪 7 丁目（旧地名；小坪字なごえ、こうとう、まんだらどう）の切通路の一部（約 200m）と「まんだら堂やぐら群」を中心とする 8,484 m²（昭和 41 年度指定時公簿）の区域であった。

その後、昭和 56 年 10 月 13 日文部省告示第 157 号、昭和 58 年 11 月 26 日文部省告示第 132 号をもって追加指定が行われ、新たに切通路の北側部分および大切岸を含む一帯の 34,090 m²（昭和 56 年度、昭和 58 年度追加指定時公簿）が史跡指定範囲となり、指定地の総面積は 42,574 m²（指定時公簿）となった。

史跡指定範囲を図 2-2-1 に示す。

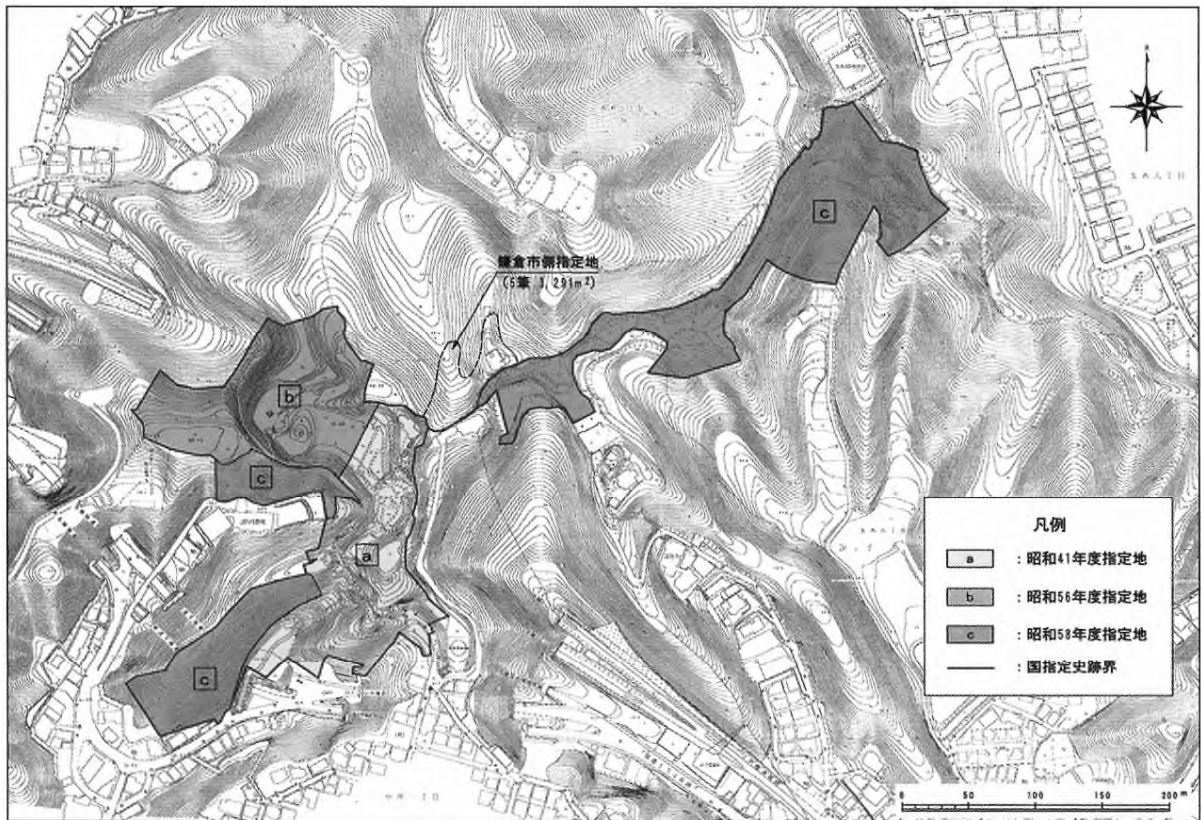


図 2 - 2 - 1 国指定史跡名越切通の指定範囲

2-3 地質概要

2-3-1 指定地周辺の地質

指定地周辺の地質は新第三紀三浦層群の逗子層と池子層で構成されている。池子層は逗子層の上位を整合で被覆する。池子層は軽石を含む火山碎屑岩で、鷹取山火山碎屑岩部層に相当する。逗子層は逗子層主部に相当する泥岩優勢の泥岩砂岩互層に相当する。図2-3-1に名越切通周辺の地質図を示す。

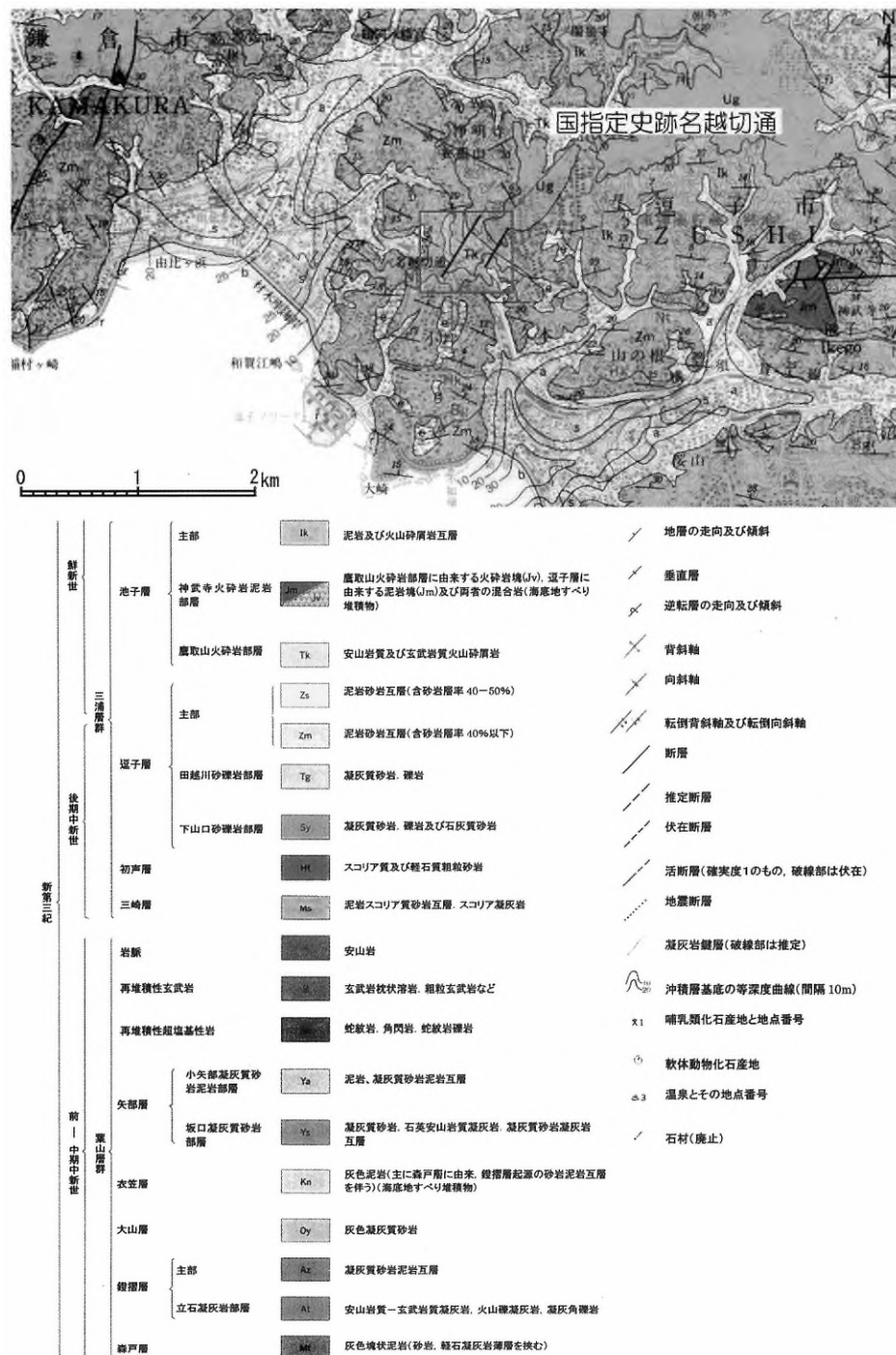


図2-3-1 名越切通周辺の地質図(地質調査所『5万分の1地質図幅』「横須賀」抜粋・加筆)

2－3－2 第一切通の地質

指定地内の切通、まんだら堂やぐら群、大切岸といった遺構の大部分は、池子層を掘削して作られている。第一切通部分には逗子層とこれを被覆する池子層の両層が分布する。指定地に分布する池子層は、軽石を含む火山砕屑岩で鷹取山火山砕屑岩部層に相当する。逗子層は、逗子層主部に相当する泥岩優勢の泥岩砂岩互層に相当する。指定地に分布する地層の代表例を写真 2－3－1 および写真 2－3－2 に示す。

当該地域では標高 50m 前後に地層境界があり、切通部分の壁面で池子層と逗子層の地層境界を観察することができる。地層境界は緩やかに北に向かって傾斜しており、切通の鎌倉側の入口付近で地中に没し、逗子側の入口付近で壁面の高い位置に出現する。切通部分の地質平面図を図 2－3－2 に示す。



写真 2－3－1 池子層の代表写真

軽石を含む火山砕屑岩。

地層は硬く、広い間隔の開口した割れ目が入っている。表面は比較的滑らかである。横方向に入る筋は、池子層中の凝灰岩層の単層を示す。



写真 2－3－2 逗子層の代表写真

泥岩～シルト岩。ところどころに砂岩層を挟在する。

露頭表面には風化によって生じたスレーキングと呼ばれる細かい割れ目が発達している。地層はスレーキングの発達した部分では柔らかい。

地層の違いは、風化作用に対する岩盤の劣化状況にも影響している。写真でもわかるように、上位の池子層は間隔の広い割れ目が発達しやすい。この割れ目で囲まれた部分が落石として崩落する。一方、逗子層は岩盤全体にスレーキングが発達し、岩盤の表層が厚さ 10cm 程度の板状に剥落する。池子層は比較的風化に強く、逗子層は風化に弱い。このことから池子層は切岸ややぐらを掘削するのに適した地層といえる。

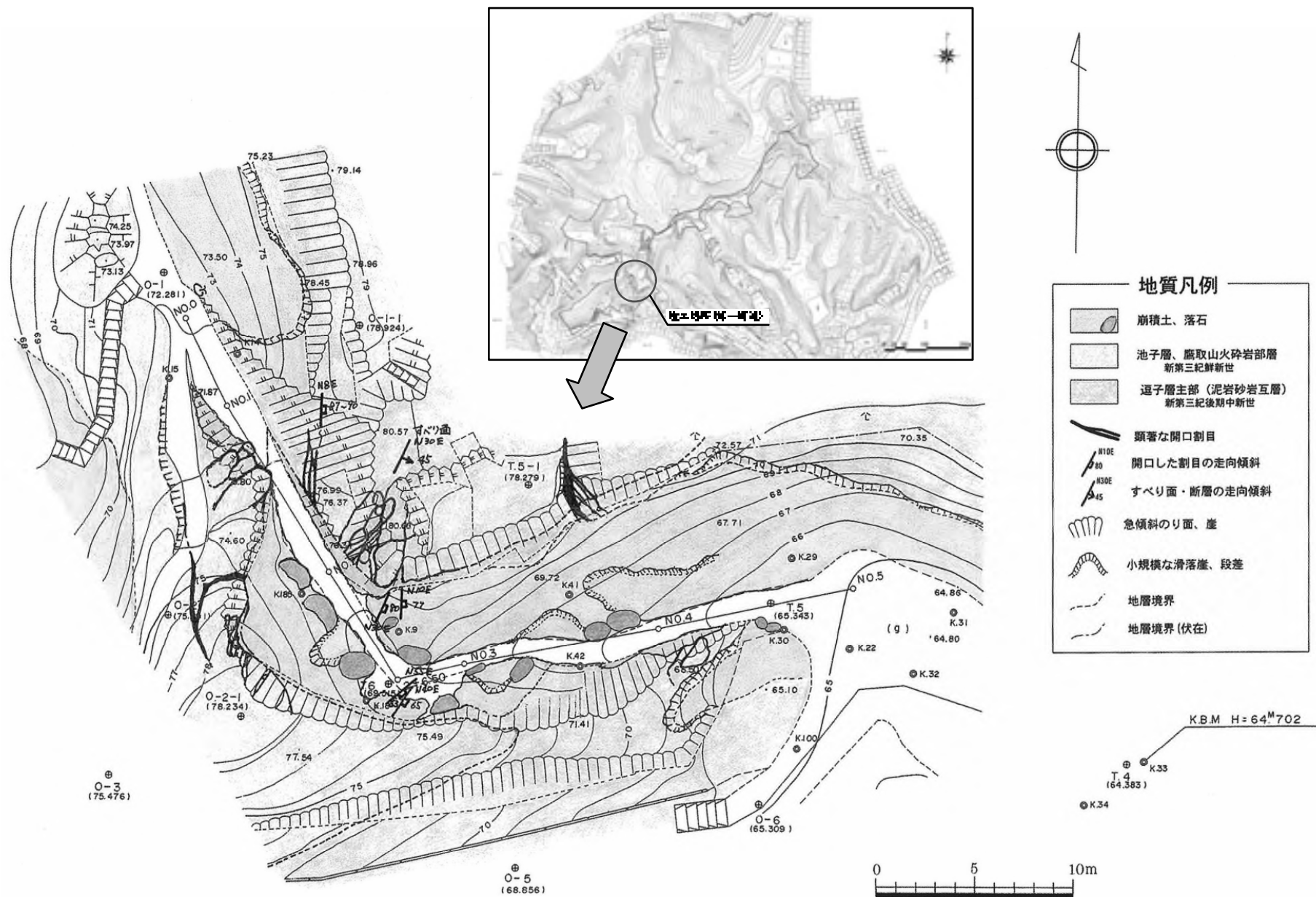


図 2-3-2 切通部分の地質平面図

2-3-3 第一切通の現状と崩壊のメカニズム

崩落部分は崖面崩落の危険性が高いため、平成8年から通行止めにされており、その南側に仮の迂回路が設置されている。開口割れ目が発達した池子層では、立木の樹根が割れ目に入り込んで、風による振動が崖面の崩壊に影響を与えていると考えられたため、平成11年7月に伐採がおこなわれた。その後、平成12年4月に切通南側壁面の逗子層部分で0.2m³程度の崩落が発生した。

切通の崩壊形態としては、池子層部分で発生する落石と逗子層部分で発生する表層崩壊が想定されている。先に述べたように、崩落部分では池子層の下位に逗子層が出現し、逗子層のほうが風化に弱い。

こうした地層の性質から、現在の崩落は、

- ① 壁面部分で下位の逗子層の風化が先に進行して崩落する。
- ② 壁面下方の逗子層が崩落することにより、上位の池子層がオーバーハングして、崩落する。

というサイクルが長期にわたり繰り返されて現在の状態に至ったと考えられた。

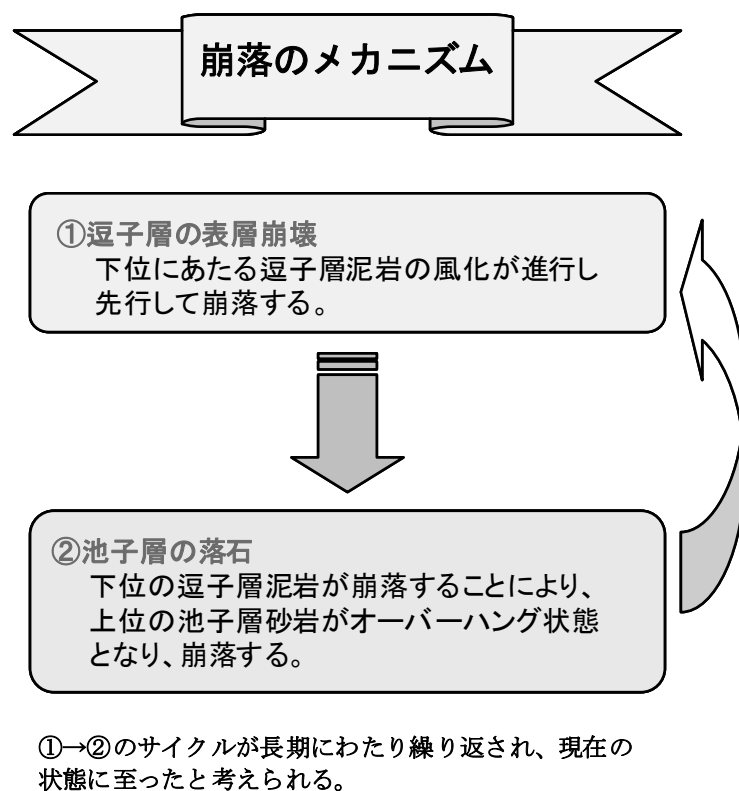


図 2-3-3 崩落のメカニズム